

議会運営委員会会議録

令和6年2月15日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:09

案 件

- 1 議会の運営について
- 2 議長の諮問について
- 3 議会の会議規則、委員会に関する条例等について

【 内 容 】

- 1 議案及び報告の説明・質疑
- 2 議案の付託委員会について
- 3 会期及び会議予定について
- 4 予算特別委員会の設置について
 - (1) 名称：令和6年度一般会計予算特別委員会
 - (2) 定数：11人
 - (3) 人選届出期限：2月20日(火)午後5時
 - (4) 設置時期：2月22日(木)定例会初日
- 5 質問及び質疑通告並びに意見書案・請願の提出締切日について
 - (1) 一般質問通告締切日 2月16日(金)午後5時
 - (2) 代表質問通告締切日 2月16日(金)午後5時
 - (3) 議案に対する質疑通告締切日 2月26日(月)午後5時
 - (4) 意見書案・請願提出締切日 2月26日(月)午後5時
- 6 議会基本条例について

○委員長

ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

「議会の運営について」、「議長の諮問について」及び「議会の会議規則、委員会に関する条例等について」、以上3件を一括議題といたします。

令和6年第1回定例会の提出議案及び報告について、執行部に説明を求めます。

○総務課長

予算関係の議案から、ご説明します。

議案番号が前後しますが、「議案第37号 専決処分の承認(令和5年度飯塚市一般会計補正予算(第8号))」につきましては、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるとでございます。

「議案第37号(令和5年12月28日専決)」と記載しております「令和5年度補正予算資料」をお願いいたします。

3ページをご覧ください。表の下の方に記載しておりますように、ふるさと応援寄附事業及び住民税非課税世帯等臨時特別給付事業に要する経費を補正するもので、歳入歳出予算の総額に14億6368万7千円を追加して944億2113万9千円にするものでございます。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は、省略させていただきます。

続きまして、議案番号が戻りますが、「議案第1号 令和5年度飯塚市一般会計補正予算(第9号)」及び「議案第2号 令和5年度飯塚市下水道事業会計補正予算(第3号)」につきましては、「議案第1号・第2号」と記載しております「令和5年度補正予算資料」を願

いたします。

3ページをご覧ください。表の下の方に記載しておりますように、国の補正予算の関連事業にかかる経費と今後見込まれる所要額につきまして、一般会計では歳入歳出予算の総額から4556万7千円を減額して943億7557万2千円に、下水道事業会計では歳入歳出予算の総額に2651万円を追加して39億64万9千円にするものでございます。

4ページ以降に、補正予算の概要等について記載いたしております。内容の説明は、省略させていただきます。

続きまして、「議案第3号 令和6年度飯塚市一般会計予算」から「議案第16号 令和6年度飯塚市立病院事業会計予算」までの令和6年度の予算関連議案につきまして、一括してご説明いたします。

「令和6年度当初予算資料」の3ページをお願いします。予算額につきまして、一般会計で809億3100万円を計上いたしております。

前年度と比較して64億9700万円、率にして7.4%の減となっており、「教育のまち・活力あるまち・福祉のまち・健康なまちを推進する事業」のほか、「コミュニティセンター改修事業費」、「菰田・堀池地区活性化事業」及び「浸水対策事業」など、各施策の実施に係る経費を計上するものでございます。

特別会計では、各会計の設置目的に沿った事務事業を実施するため、9つの会計で548億6791万4千円を計上いたしております。

企業会計では、上水道、工業用水道、下水道の維持管理・建設改良事業、市立病院の運営事業等に係る経費など、4つの会計で91億5609万円を計上いたしております。

4ページをお願いいたします。一般会計及び特別会計の予算概要書は、予算の主なものにつきまして、費目ごとに事業の概要、予算額とその前年度比較、予算書のページ番号を記載いたしております。なお、企業会計の予算資料は別冊といたしております。

72ページ以降に、一般会計における歳入歳出の令和5年度当初予算との比較資料、市債及び基金の状況表などの資料を添付いたしております。内容の説明は、省略させていただきます。

以上で、予算関連議案の説明を終わります。

次に、予算関係以外の議案について、説明いたします。「議案概要」で、説明いたします。

1ページをお願いいたします。「議案第17号 飯塚市監査委員条例及び飯塚市公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第18号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第19号 飯塚市体育施設条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市秋松運動広場を廃止するとともに、飯塚市穂波東グラウンドの管理を指定管理者に行わせるものでございます。

「議案第20号 飯塚市グラウンドゴルフ場条例」につきましては、グラウンドゴルフ場新設に伴い、設置目的及び使用料等について規定するものでございます。

「議案第21号 飯塚市青少年問題協議会条例及び飯塚市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例」につきましては、こども未来部の新設に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第22号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきましては、颯田子育て支援センターを颯田高齢者福祉センター内に移転することに伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第23号 飯塚市介護保険条例の一部を改正する条例」につきましては、第9期飯塚

市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定に伴い、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の介護保険料を定めるものでございます。

2ページをお願いいたします。「議案第24号 飯塚市介護サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第25号 飯塚市保健センター条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市保健センター運営委員会を廃止するものでございます。

「議案第26号 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、一般廃棄物収集運搬業の健全な運営を図るため、し尿処理手数料の改定を行うものでございます。

「議案第27号 飯塚市印鑑条例の一部を改正する条例」につきましては、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律が施行されたこと等に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第28号 飯塚市中小企業融資制度に係る中小企業者等の事業の再生のための措置に関する条例」につきましては、中小企業融資制度の損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄について定め、中小企業者等の迅速かつ円滑な事業の再生の促進を図り、地域経済の振興に資することを目的とするものでございます。

3ページをお願いいたします。「議案第29号 飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例」につきましては、飯塚市公園等ストック再編計画に基づき、菰田児童遊園を廃止するものでございます。

「議案第30号 飯塚市水道事業給水条例の一部を改正する条例」につきましては、水道法の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第31号 飯塚市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令の公布に伴い、関係規定を整備するものでございます。

「議案第32号 財産の譲渡（旧山口コミュニティセンター建物）」につきましては、旧山口コミュニティセンター建物を認可地縁団体に無償譲渡するものでございます。

「議案第33号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」につきましては、道路パトロール中に発生した交通事故についてでございます。この交通事故につきましては、損害賠償額が確定し相手方に118万9432円を支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

4ページをお願いいたします。「議案第34号 損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）」につきましては、市道の現地確認へ向かう際に発生した交通事故についてでございます。この交通事故につきましては、損害賠償額が確定し相手方に67万5千円を支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

「議案第35号 市道路線の廃止及び認定」につきましては、路線見直しに伴い1路線を廃止及び認定するものでございます。

「議案第36号 市道路線の認定」につきましては、開発帰属等に伴い5路線を認定するものでございます。

「議案第38号」から「議案第51号」までの14件の人事議案につきましては、任期満了に伴う「教育委員会委員」1名の任命、委員の辞職に伴う「公平委員会委員」1名の選任及び任期満了に伴う「固定資産評価審査委員会委員」9名の選任について、議会の同意を求め、任期満了に伴う「人権擁護委員」3名の推薦について、議会の意見を求めるものでございます。人事議案につきましては、本会議最終日に提案させていただきたいと考えております。

以上で、議案の説明を終わります。

最後に、報告について、引き続き「議案概要」で、説明させていただきます。

5ページをお願いいたします。報告第1号から第3号までの3件の報告でございますが、「車両損傷事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」、「歩道上の転倒事故に係る損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」の専決処分につきまして、本会議最終日に報告させていただきたいと考えております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。なお、質疑は議会運営委員会の付託事件の範囲内をお願いいたします。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

次に、「議案の付託委員会」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

議案の付託委員会について説明いたします。

「令和6年第1回市議会定例会 議案一覧表」をご覧ください。

議案第1号は総務委員会に、2号は経済建設委員会に、3号は後ほどご審議いただきます予算特別委員会に、4号は協働環境委員会に、5号は福祉文教委員会に、6号は協働環境委員会に、7号から16号までの10件は経済建設委員会に、17号は総務委員会に、18号から20号までの3件は協働環境委員会に、21号から24号までの4件は福祉文教委員会に、25号から27号までの3件は協働環境委員会に、28号から30号までの3件は経済建設委員会に、31号は総務委員会に、32号は福祉文教委員会に、33号から36号までの4件は経済建設委員会に、37号は総務委員会に、それぞれ付託していただいております。

次に、人事議案であります議案第38号から51号までの14件は、最終日に上程し、提案理由説明の後、委員会付託省略を諮っていただき、質疑、討論、採決としていただいております。

最後に、報告事項3件につきましては、最終日に報告、質疑としていただいております。

また、これにあわせる形で議案付託一覧表(案)も作成いたしております。

ご審議方、よろしくをお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案の付託委員会」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「会期及び会議予定」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

会期及び会議予定について、ご説明いたします。

「令和6年第1回 飯塚市議会定例会会期日程(案)」をご覧ください。

会期につきましては、2月22日から3月19日までの27日間を考えております。

次に、会議予定でございますが、本会議、委員会ともにそれぞれ会期日程(案)に記載のとおりと考えております。

このうち初日の7番目の「議案に対する質疑、委員会付託」につきまして、議案第3号は、後ほど、特別委員会の設置についてご審議いただくこととしております。

協働環境委員会に付託いたします議案第18号は、施行日を令和6年3月1日としており、先に審議を行う必要がありますことから、2月22日の本会議初日におきまして、議案の提案理由説明、質疑の後に、委員会付託を行い、一旦、本会議を休憩して委員会を開催し、委員会終了後に本会議を再開し、委員長報告、質疑、討論、採決を行っていただいております。採決の方法につきましては、賛否を確認するいとまがございませんので、起立採決としていただいております。

なお、3月7日及び11日に開催されます委員会につきましては、三密を避けるため、これまでと同様に、議場と委員会室を使用して開催いたします。会議中のペットボトルの持ち込み等、感染防止策につきましては、引き続き実施していくこととしております。

最後になりますが、2月22日の本会議開会に先立ちまして、「令和6年能登半島地震」の犠牲者への黙祷を捧げていただいております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「会期及び会議予定」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「予算特別委員会の設置」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

「議案第3号 令和6年度飯塚市一般会計予算」につきましては、申し合わせにより特別委員会を設置して付託することとされておりますので、これに従い、特別委員会を設置していただきまして、審査日程につきましては、今定例会中の3月13日から15日の3日間としていただいております。

なお、案件に記載しておりますとおり、特別委員会の名称は「令和6年度一般会計予算特別委員会」、委員定数は「11人」としていただいております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「議案第3号 令和6年度飯塚市一般会計予算」について、事務局説明のとおり、特別委員会を設置し、審査することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、特別委員会を設置することに決定いたしました。

次に、特別委員会の名称は、「令和6年度一般会計予算特別委員会」とし、委員定数は11人とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「委員の人員割り振り等」について事務局に説明させます。

○議会事務局次長

委員の人員割りにつきましては、「令和6年度一般会計予算特別委員会人員割表」をご覧ください。

委員定数は先ほど申しました「11人」ということでございます。

各会派の人員から2.5人につき1名の割合で選出をしていただきたいと思いますと考えております。

正副議長及び監査委員につきましては会派人員数には算入しますが、選出の対象とはなりません。

不足する委員数につきましては、白抜きの三角印で示しております端数がある各会派間等で協議のうえ、4名を選出していただきたいと思いますと考えております。

なお、議員1名の欠員により、三角5つで1人選出という形では、4名中、3名しか確定となりません。残りの1名については、残りの三角を保有されている会派等の中で、正副議長において調整していただいております。

選出委員の届け出期限につきましては、2月20日、火曜日、午後5時までとしていただき、特別委員会の設置につきましては2月22日、木曜日、定例会初日の本会議におきまして、議案の質疑、委員会付託に際して、議長発議により設置していただいております。

以上、ご審議方、よろしくお願いいたします。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「委員の人員割り振り」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「人選の届け出期限」は、2月20日、火曜日、午後5時までとし、「特別委員会の設置時期」については、2月22日、木曜日、本会議初日での議案の委員会付託のときとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

次に、「一般質問、代表質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提出締切日」について、事務局に説明させます。

○議会事務局次長

案件に記載いたしておりますとおり、一般質問、代表質問の通告締め切りにつきましては、明日、2月16日、金曜日の午後5時までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、代表質問における質問時間につきましては、申し合わせにより、会派の構成人数に15分を乗じて得られた時間以内となっておりますので、留意されますようお願いいたします。

次に、議案に対する質疑通告及び意見書案、請願につきましては、2月26日、月曜日、午後5時まで提出していただきますようお願いいたします。

なお、「議案第3号 令和6年度飯塚市一般会計予算」及び「議案第18号 飯塚市手数料条例の一部を改正する条例」に対する質疑通告につきましては、日程の関係上、行いませんので、ご了承願います。以上です。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。「一般質問、代表質問、議案質疑の通告締切日及び意見書案・請願の提

出締切日」については、事務局説明のとおりとすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 22

再 開 10 : 31

委員会を再開いたします。

「議会基本条例（諮問）について」協議を行いたいと思います。

前回の委員会におきまして、調整がついていない会派がございましたことから、一旦持ち帰ってもらうという形をとりました。改めて皆さんのご意見をお聞きしたいと思いますので、まずは、持ち帰りになった会派、お二方からご意見をお聞きしたいと思います。

○赤尾委員

私どもいつか会としましては、議会基本条例を制定するか否かの調査・研究をする、そのことについては賛成いたします。ただし、開催時期というか、調査を始める時期なんですが、現在、特別委員会にて議員定数のあり方についてということで、重大案件を取り扱っておりますので、その調査が終了した後に、基本条例の件について調査を開始するべきだと考えています。

○委員長

ありがとうございます。同志会は。

○吉田委員

私どもの会派を代表して申し上げますけど、今、赤尾委員のほうからもお話があったとおり、今現状のところを踏まえた中で、調査特別研究についてはやっていくことが望ましいということの結論に至りましたが、今の現状を踏まえた中で、やはり重要案件を抱えているというご意見も当然ございます。ここで一応、調査特別については賛成のポジションをとらせていただくんですけど、今後の流れについてですね、今諮問を受けた中で議会運営委員会として議長のほうに答申という形になりますけど、今後の運びについてですね、どういう形でやっていくのか、そこら辺がございまして、その点についての取扱いについてですね、まず、事務局であるか、議長のほうであるか、対象者が分からないわけですけど、その取扱いについてどういう形になるのか、日程的にどうなっていくのか、その辺について計画があれば、お願いしたいと思います。

○委員長

はい、ありがとうございます。持ち帰っていただいた会派、お二方からは意見をお聞きしましたけど、全般について何かご意見がございましたら、どうぞ。

○川上委員

重ねて申し上げることになると思いますが、江口議長から最初口頭で諮問があり、正確を期すために、文書でというふうに求めていたところ、11月21日付で文書による諮問が出されました。これを見たところ、飯塚市の議会運営のどこに積極面があり、どこに課題があるのかというようなこともなく、よその自治体の制定状況、その意義、各項目の必要性等を含め、十分な審議というふうになっているわけですけども、こうなってくると、最近よく見られる、よその自治体のものを引っ張ってきて、それに修正を加えて飯塚市のものにするというような傾向と軌を一にするようなところがあって、これでは飯塚市において地方自治を担う市議会としての役割発揮に、住民に責任を負えないのではないかという問題提起をしておったわけですけども、その後、議長からは何らのこともないわけですから、この諮問についてはやり直してもらいたいというふうに私は思います。

○委員長

ほかにご意見はございませんか。

(な し)

はい、ありがとうございます。取りあえず意見が出尽くしましたので、ここで、一旦、暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 36

再 開 11 : 08

委員会を再開いたします。

本日、委員の皆様から多くのご意見をいただきましたけども、議長の諮問に対する答申については、今ご意見をいただき調整いたしました。本日は一旦これを保留いたしまして、正副委員長において協議させていただきます。改めて開催いたしますけども、次回、3月4日、本会議終了後の議会運営委員会がございますので、そこで議長の諮問についての答申に関する協議を、また再度、諮りたいと思いますので、本日の委員会はこれで終了したいと思います。

最後に、次回委員会は2月22日、木曜日の定例会初日、本会議開会前ですので、午前9時30分から開催いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の審査は全て終了いたしましたので、これをもちまして議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。